

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

平成27年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日 (平成27年6月22日)

◎議事日程 (第2日)

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 堤 俊昭議員 [「空家対策と住宅環境の整備について」](#)
- 武藤勝罔議員 [「マイナンバー制度について」](#) [「国保税の引き下げについて」](#) [「通院費の助成、各種健診の助成拡大について」](#)
- 鳴海修司議員 [「人事評価制度の導入について」](#)
- 竹中進一議員 [「6次産業化政策の成果と今後の取り組み」](#)
- 但野裕之議員 [「マイナンバー制度について」](#)
- 武田修一議員 [「日高食育流通センター操業開始に伴い予測される通行車両の増加と国道交差点の渋滞や事故防止等の安全対策について」](#)
- 日程第 3 議案第29号 [平成27年度新冠町一般会計補正予算](#)
- 日程第 4 議案第30号 [平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算](#)
- 日程第 5 議案第31号 [平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算](#)
- 日程第 6 [議員派遣の件](#)
- 日程第 7 発議第 1号 [地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について](#)
- 日程第 8 発議第 2号 [平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について](#)
- 日程第 9 発議第 3号 [義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について](#)
- 日程第10 発議第 4号 [道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について](#)
- 日程第11 会議案第7号 閉会中の継続調査について
- 日程第12 会議案第8号 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第32号 [新冠第二地区簡易水道拡張事業芽呂浄水場機械・電気設備改修工事請負契約の締結について](#)
- 追加日程第2 議案第33号 [新冠第二地区簡易水道拡張事業芽呂浄水場配水池改修工事請負契約の締結について](#)
- 閉議宣告
- 閉会宣告

◎出席議員 (12名)

1番 竹 中 進 一 君	2番 堤 俊 昭 君
3番 氏 家 良 美 君	4番 但 野 裕 之 君
5番 武 田 修 一 君	6番 須 崎 栄 子 君
7番 椎 名 徳 次 君	8番 秋 山 三 津 男 君
9番 武 藤 勝 圀 君	10番 長 浜 謙 太 郎 君
11番 鳴 海 修 司 君	12番 芳 住 革 二 君

◎出席説明員

町 長	小 竹 國 昭 君
副 町 長	中 村 修 二 君
教 育 長	杉 本 貢 君
会 計 管 理 者	小笠原 広 明 君
総 務 課 長	中 村 義 弘 君
町 民 生 活 課 長	佐 渡 健 能 君
保 健 福 祉 課 長	堤 秀 文 君
税 務 課 長	宗 元 真 彦 君
建 設 水 道 課 長	坂 東 桂 治 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田 和 義 君
企 画 課 長	佐 藤 正 秀 君
教 育 委 員 会 管 理 課 長	工 藤 匡 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	山 本 政 嗣 君
診 療 所 事 務 長	坂 本 隆 二 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	山 下 利 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	新 宮 信 幸 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	鷹 觜 寧 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	山 谷 貴 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	関 口 英 一 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 総 括 主 幹	湊 昌 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	長 谷 川 誠 君
収 納 対 策 本 部 次 長	田 村 一 晃 君
税 務 課 総 括 主 幹	杉 山 結 城 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	原 田 和 人 君
議 会 事 務 局 係 長	曾 我 和 久 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成27年第2回新冠町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 氏家 良美 議員、4番 但野 裕之 議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第2 一般質問を行います。通告の順序に従い、発言願います。堤 俊昭 議員の「空家対策と住宅環境の整備について」の発言を許可いたします。堤 議員。

○2番（堤俊昭君） 空家対策と住宅環境の整備について伺います。この4月に町議会議員選挙が実施されました。選挙運動期間中くまなく町内を歩いた訳であります。町道等が大変によく整備をされていること。あるいはビニールハウスが増えたこと等、目についた訳ではありますが、そこで最も気になったことは4年前あるいは8年前に比べて圧倒的に空家が増えていることでありました。ほどなく5月26日、国会では空家対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。背景にあるのは核家族化、少子高齢化各種産業における後継者不足等により、空家が適正に管理をされていないため、倒壊・ごみ放置等、住環境に深刻な悪影響を及ぼしていることが問題となっているようであります。総務省によりますと、全国で6063万戸の住宅のうち実に820万戸、7軒に1軒、13%が空家になっており、これが今後20年後においては、28%に増え約4軒に1軒が空家になると推計をしているようであります。そして、道内の状況でありますけれども、総住宅数が274万7000軒であり、空家率は全国平均よりも高く14.1%38万8000戸の空家が存在しているとの報道もありました。政治・政策の貧困を感じるばかりでありますけれども、自治体といたしましても、しっかりとした対策を講じる必要があると思っております。次の5点について伺います。1点目については、特措法での空家そして特定空家の用

語がありますけれども、それぞれの定義とは何か。また、町内のそれらの状況をどのように把握をしているのか。2番目、特措法では市町村に対してさまざまな権限を与え、対応を求めているところでありますけれども、その内容について伺います。3、特措法では、都道府県が市町村に対して、空家対策の支援をしなければならないというような文言がある訳でありますけれども、北海道からどのような支援を受けることができるのか。空家情報を提供する空き家バンクの取り組みが全国的に盛んであります。当町もホームページ上で情報提供をしております。さらに加えてまちの不動産屋さん制度がありますけれども、うまく機能しているのか、取り扱いの状況について伺います。そして最後に公営住宅について伺いますけれども、公営住宅につきましては、新冠町住宅マスタープランあるいは公営住宅ストック総合活用計画がありますので、ローリングも含めて順調に推移していることと思われましても、政策的空き家につきましては、入居者の住み替えあるいは撤去解体についても順調に推移しているようには思われません。政策的空き家の現状と最終年次の予定等について伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 堤議員のご質問にお答えをいたします。適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に施行されています。また関連規定は平成27年5月26日に施行されております。1点目の「空家」「特定空家」の定義及び町内の状況についてですが、特別措置法では、「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地を言うとされ、また「特定空家等」とは、そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等を言うとしています。当町にどの程度、空家等があるかについては、現状を把握していませんが、管理されていない空家に対する環境悪化を懸念する声がいくつか町に寄せられております。2点目の特別措置法による市町村の権限と対応についてですが、特別措置法によって町の権限は、法律で規定する限度において空家等への調査が可能となり、また空家等の所有者を把握するため固定資産税情報の内部利用が可能となったほか、特定空家に対しては、除去、修繕、立木の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令をすることができ、さらには行政代執行による強制執行が可能とされております。当町としましては、先に述べたように空家等の所在について正確に把握していない状況を踏まえ、特別措置法に基づき空家等の所在確認と空家データベースの作成に着手し町内の現状把握を行うこととしています。3点目の空家対策について道からの支援策についてですが、特別措置法においては、都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助を行うとしています。

具体的には、特定空家等に該当するか否かの判断に困難を来している場合における助言等を行うとしています。町としましては、空家等の管理については、第一義的には所有者に責任があることを前提にしながら地域活性化の観点から空家等の有効活用を図る一方、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については所要の措置を講ずるなどの対策を実施することが重要と考えるところであり、まずは町内空家等の所在について現状を正確に把握し、その後、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策を推進することで生活環境の保全を図って行く所存です。次に「まちの不動産屋さん」の取扱い状況についてお答えします。本制度は、町内の中古住宅を流通させ、空家の増加を防ぐとともに、定住・移住の促進を図る目的で、売却する住宅の所有者に対する中古住宅流通交付金及び、中古住宅を取得した方に対する中古住宅取得物件リフォーム補助金とともに、平成26年度に創設したものです。また、新築に限定していた住宅取得奨励金及び住宅取得資金利子補給についても、中古住宅も対象とする内容に改正して、平成26年度から併せて推進しているところです。まちの不動産屋さんは、町内に事業所を有し、宅地建物取引業者免許証の交付を受けている者が、町と協力して定住移住政策に取り組む意欲があることを条件として、申請に基づき町が認定するもので、現在は1社となっております。また、まちの不動産屋さんを介して中古住宅を売買する場合、売却物件の所有者に発生する不動産仲介手数料相当額を中古住宅流通交付金として支援し、同時にまちの不動産屋さんに対しても、同額をまちの不動産屋さん運営費補助金として交付することとなっております。制度発足後の状況ですが、平成26年度は中古住宅取得者7件に対して住宅取得奨励金等を交付しましたが、「まちの不動産屋さん」を介しての売買はございませんでした。本年度においては、現時点で見込みを含め8件となっており、このうち2件がまちの不動産屋さんを介して売買が行われており、本定例会において関連する補正予算の提案をしているところがあります。次に公営住宅の政策的空家の現状と最終年次の予定について、お答えいたします。平成27年6月10日現在、新冠町が管理している公営住宅は、15団地366戸で、政策的空家9戸を除き、公営住宅の入居率は、98.9%となっております。公営住宅法第44条第3項で「耐用年限を経過した建物を用途廃止できる。」との規定により、町は用途廃止を行なうために、公募を行わずに空家にするのを、公営住宅の政策的空き家と位置付けております。建物の耐用年限につきましては、公営住宅法に基づく算定基準がありまして、木造平屋および簡易耐火平屋は30年、簡易耐火2階建ては45年、鉄筋コンクリート造は70年となっておりますが、耐用年限が過ぎた建物であっても、直ちに崩壊するというものではございません。安全で安心して住んでいただけるよう、平素、建築担当の技術職員が定期的に点検を行い、予防保全的な維持管理を実践しているところがございます。現在新冠町において、公営住宅の耐用年限を経過した住宅戸数は127戸あり、全体戸数の概ね3割となっております。政策的空き家を予定している棟・戸数は、共栄団地4棟7戸、新和団地1棟4戸、汐見団地11棟44戸の合計16棟55戸を用途廃止対象としておりますが、そのうち46戸に入居者がおり、現在の政策的空き家数としては9

戸となっております。46戸の入居者の方につきましては、移転先の場所、階数、間取り、面積等の希望を聴き取り、既存の公営住宅の中で、それに近い空家が発生した時には、事前に入居者と相談し、合意が得られれば、公募によらず入居して頂くことも考えているところでございます。また、町の政策で転居して頂くこととなりますので、同法第42条の規定に基づき、通常必要となる移転費用をお支払いし、移転後の家賃につきましても、同法第43条の家賃の特例規定を適用し、移転し易い環境を整えて対応して行く考えでございます。今後におきましても、平成26年から平成45年まで20年間の公営住宅等長寿命化計画を策定しており、10年後の平成35年までを計画期間として、公営住宅の目標管理戸数を建替えを含め331戸に、20年後の平成45年までを構想期間として、目標管理戸数255戸を目指し、5年毎に計画の見直しを実施・検証し、居住者との合意形成を基に、公営住宅の適正管理に努めて参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。空家政策の推進は、生活環境の増進と地域の振興に寄与することと考え今後においても推進していく所存ですので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 堤議員、再質問ございませんか。はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） この空家対策についての特措法ですね、これは先月完全施行されたばかりでありますから、今後新冠町の場合も、官民あげて特定空家の発生しないまちづくりということで、進めていただきたいなと思います。そのためには、何よりも現状把握が一番と思いますので、早期に現状について把握をしていただきたいと思います。また、この国の空家特措法が施行される以前に空家に対して危機感を持った自治体がたくさんありまして、全国での自治体は1700だと思えますけれども、そのうちの400の自治体が、所有者に適正な管理を促すといったような内容の空家に関連する条例を制定しています。400の自治体だそうであります。新冠町もしっかり対応することになりますとやはり、国もせつかく後押しということになっている訳でありますから、条例についても考えていただけないのかなということが質問の1点であります。それともう1点関連する訳でありますけれども、特定空家については町に立ち入りの調査の権限があるそうありますけれども、その結果、特定空家になるのかどうかということと町が決定できるということでもあります。先ほど町長ありましたけれども、所有者に修繕を段階的に指導・助言・命令もできる立場に町はなっているところでございます。最終的にはなかなか難しいと承知しておりますけれども、行政代執行の形を取らざるを得ないのかなど。というようなことも考える訳でありますけれども、これは道内においてでありますけれども、関連の条例を持ってその中に行政代執行を入れている自治体も26あるようであります。ただ行政代執行というのはなかなか難しいようでありまして、それを実施した自治体はない訳でありますけれども、やはり最終的には、相当厳しい対応をしていかなければこの空家の問題については解決ができないと思います。行政代執行も含めて、条例についての考えを伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 空家対策というのは本当に全国的な課題でございまして、私どももこれは将来大きな問題になるなという認識はございまして、26年度からこの具体的な取り組みをしておりますし、この空家を活用して、町の活性化にもつなげたいということで、町も中古住宅の取得の奨励金等も準備をいたしまして、対応してきたところでございます。そういった中でも今後実態調査をしなければ、はっきりしたことは申し上げられませんが、特定空家等が発生した場合には、やはりそれなりの覚悟を持って対応しなければならない認識でございまして、それにつきましては、ご提案のありましたことも含めまして、十分に検討しながら、取り組んで参りたいと考えてございますが、まずは、現状をしっかりと把握したことで、それから内容等につきましては詰めていきたいと。このように思っているところでございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 堤議員再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で堤議員の一般質問を終わります。次に、**武藤勝圀 議員の「マイナンバー制度について」**の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番（武藤勝圀君） 日本共産党の武藤勝圀です。私はこのたびの町議会議員選挙で5点ほど町民の皆さんに訴えまして、そして当選させていただきました。この任期中に1つでも2つでも実行できるように努力したいと思っておりますので、議員並びに理事者、役場職員の皆さんのご協力ご支援をよろしく申し上げます。それで、今日3点ほど質問したいと思います。まず最初にマイナンバー制度ですけれども、これについては、昨年9月で但野議員が質問されておりますけど、進捗状況等について質問されておりますけども、私は今の最近のこの日本年金機構の流出事故。これら含めてどう対応すべきか。ということについて質問をしたいと思っております。もともとこのマイナンバー制度というのは、当初政府が考えていたのは、社会保障・税・災害対策これに限定されていまして、今まだ決まっていませんけれども、政府が考えているのは、国民の預貯金や健康診断情報なども利用できるように対象分野を広げる動きを強めております。提示されずこの国民のためを見れば、このマイナンバーはどうなのかという点からすれば、ほとんどメリットはない訳です。年に1回か2回利用するかしないかの状況で。ですから、実際ほとんどまだ浸透していない状況だと思います。現在その官公庁、民間企業のマイナンバー制度のシステム対応が完了したのは4%にすぎません。そして全国1788自治体のうちマイナンバーを取り扱う前に安全体制をチェックする特定個人情報保護評価。これを行っていない自治体が34%もあります。ですから、こういう状況から見てもとても実施できる状況にはないと思っております。最近の日本年金機構の情報流出、これはマイナンバー実施の前提が崩れております。そして国民の中にも不安と懸念が急速に広がっていると現時点では完全に個人情報を守る効果的なシステムは、確立されておられません。先行して実施したイギリス・アメリカ・韓国・スウェーデンなどで個人情報の漏えいなどの大問題が多発して、見直しを進めている

国もあります。こういうことから10月からの番号通知などを中止し、制度廃止へ向けて、検討と議論を行うことを政府に求めるべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 平成25年5月24日、社会保障・税番号制度を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、同年5月31日に公布されております。この制度は、公平な社会保障や税制の基盤として制度設計されており、住民票を有する全ての日本国民と外国人に12ケタ、法人に13ケタの番号が交付されるもので、平成27年10月5日以降マイナンバーを「通知カード」という紙で通知することとなっており、平成28年1月から希望者に対し「マイナンバーカード」の交付が行われ、平成29年1月、国の機関の間での情報連携、同年7月には地方公共団体などを含めた情報連携が順次開始される予定となっております。マイナンバーは、私たちの生活に直結する年金や失業保険の受給手続き、医療保険や介護保険などの給付などの社会保障制度、税制における確定申告の事務処理、被災者生活再建支援金の支給などの災害対策に関する分野などに使用され、窓口で手続きのためマイナンバーカードを提示することにより、添付書類が要らなくなるなど、町民が行う行政への手続きが簡素化され、かつ行政の内部事務の効率化が進むことが期待されております。マイナンバー制度は、国が制度設計し立法化した制度であることから、町民への恩恵については希薄な感を抱きかねませんが、国はマイナンバー制度の目的を「公正な社会保障の給付」「公平な税負担」としており、これらの目的が達成された社会は広く国民の恩恵であり、町民の利益になると考えるところです。しかしながら、日本年金機構の個人情報流出事件のように、個人情報は常にサイバー攻撃の危険にさらされているため、セキュリティ面での不安を払拭することができないことも確かですが、マイナンバー制度に使用する回線は、国と地方公共団体とを直接つなぐLGWAN（エル・ジー・ワン）回線を使用し、新冠町では使用パソコンにインターネット回線に接続していないことから、サイバー攻撃の危険にさらされることはないと考えられ、さらに個人情報の監視、個人情報の流出や不正利用といった懸念を払拭するため、マイナンバーを使う行政機関や民間企業を監督する第三者機関「特定個人情報保護委員会」が新たに設置されております。また、職員についても、マイナンバーの取扱いについては細心の注意を払い、適切な運用を図るよう指導をして参りたいと考えております。先にも述べましたがマイナンバー制度は、国によってシステムを含めた制度設計がなされており、セキュリティ対策は政府が担っています。政府は、「個別の情報にアクセスできないシステム体制である」と説明しており、安全性を強調しておりますが、マイナンバーを巡る情報管理は、これまで以上に厳しく求められると認識しており、町村会等関係機関を通じ安全性の高いシステムの構築について要望して参りたいと考えております。マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現と将来の国のあり方に関わる重要な社会基盤整備であるとの認識から、マイナンバー制度に係る取り組みを進めていく所存でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝圀君） 今、町長の答弁では、国の制度設計、国の仕事ということでも町民が一定の利益があることでこれを実施していきたいということなのですが、例えば先ほど言いましたように、これから政府で考えている医療情報こういうものを含めますと、9283万人に及ぶ膨大な数なのです。しかもやはり4つのリスクがあると言われてはいるのですが、1つは先ほども触れましたけども、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築が不可能とそれから2つ目が意図的に情報を盗み得る人間がいると。3つめが一度漏れた情報は、流通売買され取り返しがつかない。そして4つは情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなる。これはさっき言ったように医療保険も入れれば本当に膨大な数、これが本当に一度漏れたらもう取り返しがつかないことになると思うのです。そして、さらに基本3情報に加えて、性別も記載することになっていますから、だからケースとしては、そんなにはないのですが、例えば性同一性障がいの方は大きな不安を抱えていると。今まではいろんな情報の中で、そうした人の取り組みで性別は記入しないことで取り組まれてきたのですが、今度このマイナンバー制度を実施されたら、それが明記されなければならないと。ですから、今まで職場で戸籍上は男だけど実際上は女であると、逆のケースもあります。そういうのが全部漏れて明らかになっていろんな不利益も被るケースも予想されますので、ぜひ、私最初に言いましたように、このマイナンバー制度は重大なリスク、問題を持っていますので、ぜひ町村会等でも通じて国の方に今一度立ち止まって検討すべきでないかと。そういう声を挙げてほしいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 私どもこのシステムにつきまして、いろんな危惧を持ちながらいる訳でございますけれど、これはお話し申し上げましたように、そういう法律の下に執行されることになってございまして、私どもは、これが問題の生じないようなシステムを作り、そして国民がその利益を享受できるようなそういうシステムになるように国の方に組織等を通じまして、要望して後で問題が起きることのないようなことを国には十分に要望して参りたいとこのように思っているところでございます。以上です。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）引き続き「国保税の引き下げについて」の発言を許可いたします。武藤議員。

○9番（武藤勝圀君） 2つ目は国保税の引き下げについて質問したいと思います。私たち、昨年10月に町民アンケートで町民の人に今の町政で、どこを改善してほしいか要求を調査しました。そして多数アンケートが寄せられたのですが、その中でも国保税を引き下げしてほしいという要望が数多く出されておりました。現在、新冠の国保世帯の滞納はどうなっているかと言いますと、6月1日現在で、世帯は1046世帯なのですが、

その中で261世帯が滞納と。これは25%なのです。国の方はどうなっているかというと、これは昨年6月の資料ですけれども全国で360万世帯が滞納になっていると。率で言えば17%です。ですから、これから見ても新冠の場合、8ポイントほど滞納率が高くなっている状況です。これはどこから出てくるかというと、国保の構造的な問題ということで指摘されているのですけれども、1980年に国保会計に占める国の国庫負担これは57%あったのが、現在2012年では22%に減っているのです。一方、そういうことで税は高くなっていく。そして、払う方の世帯の収入状況はどうかということ非常に賃金が上がらない。それから年金も減っている。無職の人も増えていることで、税は上がるけども払う収入がないということで、それで結局構造的に滞納世帯が多くなると。新冠の場合も年収別に見ますと、200万円未満の世帯が国保世帯では72%なのです。こういう状況から非常に大変だなということが想像される訳です。それで、町長の町政執行方針読んで、国保財政苦しい状況はわかるのですけれども、その中で国としては、昨年は国保支援金として新冠町に約663万8000円。そして、今年度は約1378万2000円が国から交付されて来ております。27年度のこの金額は厚労省の担当者の説明会に都道府県に対する説明会によると、これは国保税を下げのに使えば、被保険者一人あたり年5千円の財政改善効果が生じることを述べております。今この国保税が高いのは新冠だけの問題でなくて、全国的に問題となっておりまして、それに向けて何とか引き下げようという取り組みも各地で行われていて、例えば北見市では今年この支援金を活用して、1万16円の引き下げを行っております。旭川は今年の国保支援金ばかりではないのですけれども、財政措置だとか基金の活用でもう5年前から下げている訳です。所得200万円の3人世帯のケースでは、この5年間で8万2000円が値下げになっていると。そういう状況で、函館・釧路市でも今年からその国保支援金を活用して、値下げを行っております。今各地で、この国保支援金の活用、基金の活用あるいは一般会計からの繰り入れなどを活用して、国保税の引き下げに努力しておるところです。新冠でもこの支援金の趣旨を活かし、全額を町民の負担軽減のために国保税の引き下げに活用することが求められていると思うのですけれども、その点についての見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 今年度交付されている国からの国保支援金の交付趣旨は、国保税の引き下げに活用することが求められているのではないかと。というご質問にお答えいたします。国民健康保険は、現在、退職後の高齢で無職の方や非正規雇用などの低所得で収入の不安定な加入者が増加している状況にあります。また、加入者の年齢構成も現役世代ではなく高齢化傾向にあることから医療を必要とする方が多く医療費を押し上げる構造になっており、慢性的に赤字運営となっている状況で、その赤字補てんとして市町村の一般会計からの負担を行っているところであります。国民健康保険の主たる費用は、医療給付費及び後期高齢者支援金並びに介護納付金等になっておりますが、これら費用に対しては国及び道が50%を負担するものとされており、残りについては被保険者が国保税として負

担することとされております。本町におきましては、後期高齢者医療制度施行や医療費の増加、被保険者の所得の減少に伴う税収の減少から収支バランスが悪化し、基金の繰り入れや一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っております。中でも医療費の増加と国保税の減少が著しく、財源が大幅に不足した平成25年度の国保会計決算では一般会計から4727万6千円の繰入を行いました。このことは、国保被保険者1人当たり約2万2千円を一般会計が負担したということになります。しかし、町の負担にも限界があることから、平成26年度に増え続ける医療給付費に対応するため、国及び道・町の公費負担を除き、本来被保険者の方に負担していただくべき国保税の税率改正を一般会計から一定の繰入をし、被保険者の保険税軽減を図ることを前提に行ったところであります。この改正では、平成26年度から30年度までの単年度収支の不足額を5千万円とし、うち町の一般会計からの繰入金を3千万円、被保険者の方の負担を2千万円として税率等の改正を行うとともに、低所得者の応益負担分に係る軽減率も6割と4割の2段階であったものを、7割、5割、2割の3段階にする改正も併せて行い、低所得者の方に対する負担軽減策を講じたところであります。このように、本町をはじめ全国の市町村国保においては、医療費の増加と被保険者の担税力の低下により、国保会計の収支の均衡が図れず、一般会計からの繰り入れが恒常化していることと、国民皆保険制度を維持するために、国としても市町村国保の財政負担に対する支援を行うこととして、本年5月29日に財政基盤の強化を図ることを目的に、これまでの「保険者支援制度」を平成27年度から大幅に拡充する「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正政令」を閣議決定し、6月3日に公布、施行したところであります。今回の改正は、国による市町村国保の財政基盤強化を目的とした支援で、市町村が行う国保税の軽減対策に対し、低所得者数に応じた公費による支援制度が恒久化されたものであります。ご質問にありました平成27年度からの国の国保支援金は、国保税の負担軽減に活用することが求められているのではということですが、国の国保支援金は、国保税の軽減をしている保険者の財政基盤を強化するためのものであります。本町の国民健康保険会計は、低所得者に対する国保税の軽減対策として、法律で定められております上限の7割、5割、2割の軽減を行っており、この軽減の結果生じます保険者の税収不足に対して財政支援するというものであります。今回の国保支援金を活用してのさらなる国保税の負担軽減を行うことは、法律の主旨とは異なることとなり、仮にこの交付金を財源に保険税の引き下げを行った場合、結果として国保会計の収支悪化を招くことになってしまいます。国保税の負担軽減につきましても、先ほどご説明したとおり、本来、全額を国保税で賄われるべき財源不足額の60%については、町の一般会計が負担するという考えに基づき保険税率を改正し被保険者の保険税軽減に努めているところでありまして、これ以上の保険税の引き下げは適当でないと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝瓘君） 話しはわかるのですが、ただ国の抑えとしては明確に、担当者は要

するに国保税を引き下げるのに必ず使って下さいよ。という説明は多分してないと思うのです。だから、抑え方は市町村によってばらばらだから、だからこれは要するに税を下げるのに使ってよいのだということであれば、さっき言った北見や釧路・函館の地域は使っているのですから、そういう趣旨をきちんと抑えてもらいたいというか、多分何でも使ってもよい中身なはずなのです。ですから、そういう点でぜひ今、来年度に向けて検討していただきたいと思います。いずれにしてもさらに、国保は3年後には都道府県化ということで、さらにその国保税の値上がりが予想される訳ですから、もう今の状況でいったら、本当にもう大変なことになると。全国知事会でも1兆円の財政支援を頼んでいて、それが本当にやれば3万から5万の国保税の値下げが全国的にできることなので、ぜひ要望として上げて行ってほしいなど。私は国保の収支はとんとんでよいと思うのです。別に企業会計だとか、民間の企業と違いますから、赤字にならない程度の黒字と。ですから、そういう点で今いろんな基金の活用だとか、そういうものを利用してぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） ご質問のございましたように、国保税が町民の方々と言いますか、被保険者の方々には非常に負担感があるという思いをしていることは私どもも理解をしているところでございまして、そういうことから不足する額全部を税に転嫁するのではなくて、お話し申し上げましたように、一般会計で不足する分の6割につきましては、一般会計が国の支援も受けないで単独に保険税の軽減のために繰り入れをしているということもご理解をいただきたいと思います。国の方に対しましては、消費税の増税の関連でございますが、それが社会保障に使うという目的もございしますので、国に対しましては、この国保運営に対します国の負担につきまして、さらに大きく負担するようというようなことは、国保の組織を通じまして、要望しているところでございまして、今後につきましても、さらに国からの負担を増やすように努力をして参りまして、できるだけ負担感を小さくするように私ども努力をして参りたいとこのように考えているところでございます。以上です。

○議長（芳住革二君） 再々質問ありますか。（なしの声あり）引き続き、「**通院費の助成、各種健診の助成拡大について**」の発言を許可いたします。武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 3点目ですけれども、通院費の助成、町民の健康を守ることで通院費の助成それから各種健診の助成拡大これについて質問したいと思います。現在、国保診療所に診療科がない場合、近いところは隣の新ひだか町。それから大体調べてもらったら、ほとんど行っていますね。浦河町、日高町、平取町。それから管外では苫小牧・札幌で、遠くは道外の医療機関まで出かけておられる方もいます。これの自動車とかバス代、タクシー代、治療費、食事代そして付き添いとこれらの費用は大変大きなものになっております。こうした方々への助成は切実な課題となっていると思います。財源があれば、対

象者全員に支給すれば簡単に解決する問題ですけれども、そうもいかないと思いますので、実現に向けてどのように検討されるのか伺います。それから病気の早期発見、早期治療のための各種健診などに対して、現在も助成はされておりますけれども、これのさらなる拡大を求めたいと思います。特に肺炎球菌ワクチンこれの無料化も実現して欲しいと思いますけれども、以上2点の見通しを伺います。

○議長（芳住革二君） はい小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 「通院費の助成」と「各種健診の助成拡大」についてお答えいたします。一点目の町立国保診療所に診療科がなく、他町などの専門病院等への通院に係る助成についてであります。高齢化により自ら運転ができなくなったり、核家族化や共働きなどで通院の送迎が困難な状況に陥るなど、高齢者や妊産婦の方を中心に町内外の医療機関へ受診する際の交通手段の確保は重要な課題と考えております。町では、この課題の解決策として、本年4月から75歳以上の高齢者の方を対象に新ひだか町静内地区の専門の診療科目のある医療機関への送迎に対応したコミュニティバスを運行し、受診の際の交通の便を確保しているところであります。また、外出時に常時介護を要します身障手帳1級の重度の視力障害の方や重度の体幹、下肢などの障害の方であって、身障手帳2級以上の方の通院、通所に関しましては、重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成制度により対応し、重い腎臓病などで人工透析を必要とされる方など、恒常的に受診が必要である重症な方若しくは通院に介助を要する状態の方には移送サービスにより通院時の負担の軽減を図っているところであります。さらに、苫小牧市、浦河町まで行かなければ受診できない妊産婦の方に関しては、毎回の検診時の交通費、さらには出産の際の家族を含めた宿泊費の助成を行い負担の軽減を図っているところであります。ご質問にあります通院に係る交通費の助成の拡充であります。多くの町民の皆さんにあっては、自らが選択し症状や病状に応じた診療機関に公共交通機関や自家用車を利用し通院されている状況にあり、これにかかる費用につきましては、年間10万円を超えた医療費と交通費に関しましては、所得税、住民税等での控除をされる等、他の制度での対応がされておりますことから、現段階においては、新たな助成制度は考えておりませんのでご理解願います。2点目の病気の早期発見、早期治療のための各種健診や予防接種への助成の拡大についてであります。これらの受診率、接種率の向上により町民を疾病予防、重症化の予防が図られ、そのことにより医療費が抑制され、最終的には国保税や被用者保険の保険料の軽減化につながると考えられますことから、いかにして多くの町民の皆さんに受診していただけるかということで、保健師を中心に取り組んでおります。現在、町における健診の助成については、健診率向上対策の一環として平成25年度からは、集団検診に係る費用の約7割を町費で助成しておりますし、町に実施義務のある定期的な予防接種についても公費負担で行っております。また、40歳の方や75歳以上の方のがん検診は無料化しておりますし、特定年齢の方に対しては、大腸がん、肝炎ウイルス、乳がん、子宮頸がんの各健診については無料受診クーポンを送付するなど、多くの方に助成し受診勧奨をしているところであります。し

かし、受診される方は3割に満たない状況が続いていることから受診率向上のための対策を講じなければならないと考えており、町民の皆さんに面談や電話等で検診の受診行動に対する意向を調査するとともに、議員から提案のありました各種健診や予防接種の助成の拡大も視野に入れた中で検討して参りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）以上で武藤議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

(休憩 10時59分)

(再開 11時15分)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

鳴海修司議員の「人事評価制度」の導入についての発言を許可いたします。鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 11番鳴海修司。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い人事評価制度の導入について質問いたします。平成26年5月の改正地公法の公布に伴い、職員の能力や実績に基づいた勤務成績の適正・評価はもとより、任命権者の私情余地の排除等も考慮し、平成28年4月よりすべての自治体に人事評価制度の導入が義務づけられたと思います。これの実施により職員配置の適材適所と職務意欲の向上も図られ、さらなる住民サービスやまちづくりの進展にもつながるとの期待から3点について質問いたします。1点目として、現時点における当町の進捗状況と管内の実施状況について。2点目として、従来の勤務評定における問題点と導入される人事評価との内容の具体的な違いについて。また、人事評価は「任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎」とし、職務遂行時に発揮する能力及び掲げた業績の把握と、勤務成績を評価されるため、導入にあたり任命権者側の一方通行とならぬよう基準や方法等の作成には職員側と十分な協議・合意が必要との観点から、3点目として導入に伴う体制づくりについても併せて伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 地方分権の一層の進展により、高度化・多様化する住民の行政ニーズに対応し、住民に身近な行政サービスを提供するという地方公共団体の役割は、ますます増加してきており、また、厳しい財政状況や行政の効率化を背景に職員数は減少を続けており、個々の職員に困難な課題を解決する能力と高い業績を挙げることが、従来以上に求められる状況となってきております。このような中、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成26年5月14日公布され、従来の勤務評定に替え、より客観性、透明性の高い人事評価制度が平成28年度より導入されます。人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び掲げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行、及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・業績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、

公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としております。当町においては、新採用職員の条件付採用期間中の評価、及び55歳以上の職員の昇給に対する評価を実施しておりますが、この度の改正により、全職員を対象に人事評価を行うこととなることから、現在評価基準・評価方法などに関する関係規定の検討に入っております。また、管内においては、日高町が平成22年度から人事評価を実施しておりますが、他町においては実施されていない状況にあります。従来の勤務評価は、上司による一方的な評価であり、評価項目が明示されておらず、評価結果が開示されませんでした。改正後の人事評価は、能力・業績の面から公平に評価を行い、昇任などの任用、給与、分限などの人事管理の基礎に活用するもので、評価にあたり評価基準を定めること、かつ、業務遂行状況を振り返り自己申告が可能であること、業務の目標設定などを評価者と話し合うことができ、さらに評価結果を職員に開示するなどの相違があります。今後は、職員の代表を含む検討委員会を設置し、評価基準・評価方法などに関する関係規定の制定及び実施に向けた準備作業とあわせ、職員への制度説明会、及び管理職等評価者に対する評価訓練などを行って参りたいと考えております。以上です。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 今後、十分な配慮をもって基準づくりに望まれると思いますので、安心し期待もいたしますが、1点についてだけお尋ねいたします。対処結果や成果のみに捉われず取り組み姿勢や考え方についても一定の評価が得れるよう、チェックリスト等の作成時にも十分な配慮を持って臨むべきであると思ひ、再度この部分に対する所見を伺います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答え申し上げます。先ほどもご答弁申し上げましかれど今後職員を含む検討委員会を設置いたしまして、そういった評価基準だとか評価方法などにつきまして、十分内容を精査して、後々これが有効に活用できるように規定等を整備したいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ありますか。（なしの声あり）以上で鳴海議員の一般質問を終わります。次に、竹中 進一 議員の「6次産業化政策の成果と今後の取り組み」の発言を許可いたします。竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、6次化産業の成果と今後の取り組みについて、通告に従い一般質問いたします。わが町の第一次産業のうち基幹産業の農業は、依然として厳しい状況にさらされておりますが、食と農業の持つ農地の環境保全や景観を守る機能を維持しつつ、明日への明るい未来を目指し、各種試行しながら懸命に頑張ってきております。そのような中で、国は付加価値を生み出す食品製造や流通産業、外食産業の多くが都市に立地し農山村が衰退していく中、農家などが加

工や販売サービスまでを行い、農産物等の付加価値を高め、所得向上や雇用創出を目指し、平成20年に農商工連携促進法が制定され、翌々年の22年には6次産業化法が成立。6次産業化が勧められたことを受け、わが町新冠町においても6次産業化に取り組み、その助成制度を活用してきた経過があります。私達もこれまでの第一次産業の中にこの発想と名称に取り組むにあたり、どのような成果が得れるか、注目をいたし以前より同僚議員からも数度の発言がございましたように、大変な期待をいたして参りました。ピーマンを活かした各種試作品にも直接試食や触れる機会があり、関係の農家及び町・農協担当者におかれましては、相当の苦労があったのではないかと推察いたす次第です。また、町内にはかなり以前より自家生産の牛乳を原料に製品化し、販売をしている事業所があり、現在製品化され宅配を主とした牛乳は濃くておいしく、他の製品と飲み比べて味に無頓着な方でも違いがわかるような、なかなかの評判で町内はもとより、町外にも顧客を徐々に増やしている状況にあると伺っております。これまでに開発販売にいたったこれらの製品について、町民の全てが試食または常食しているには至っていないとは思いますが、町民として何らかの形で応援していきたいと思っておられる方々も多いのではないのでしょうか。こういった一連の取り組みによって、農家が刺激を受け、農産物を直接消費者に宅配する農産物産直の取り扱いも増加の傾向が見られ、農業のみならず、各種産業の活性化に寄与して参ったのではないかと思います。この6次産業化の取り組みは一定の成果が得られたのではないかと思います。今後の問題点はどのように取られているかについて伺います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） お答えを申し上げるところでございますけれど、この通告書に基づきまして、答弁を用意させていただいておりますので、若干答弁とご質問とが齟齬するところがあるかも知れませんが、お許しをいただきたいと思っております。6次産業化は、農林漁業者による生産、加工、販売までの一体的な取り組みや、農林漁業と2次・3次産業の有機的な連携により、地域の資源と産業を結び付け、新たな事業の創出やビジネス展開を図り、雇用の場と所得の向上を目指す取り組みでございます。当町では、平成23年度から地域産業6次化推進コーディネート事業として、知識経験者をコーディネーターに配置し、町内外の民間事業者を交えた連携型の6次産業化を進め、町の特産品でございますピーマンに特化した試作品の開発を重ね、平成26年3月から道の駅サラブレッドロード新冠において「ピーマン羊羹、ピーマンチップス」の販売を開始し、現在は新冠温泉でも販売取扱いをしているところです。また、ご質問にございました牛乳関連製品は、町内酪農家が独自に行う6次産業化の取り組みとして、自家生産した生乳から熟成チーズの加工販売を行う取り組みに対し、支援をさせて頂きましたが、現在は8月以降の販売開始に向けて、試作活動に鋭意ご努力されていることと聞いております。ピーマン羊羹、ピーマンチップスにつきましては、事例の少ないピーマン加工品としてメディアの注目を集め、テレビや新聞、雑誌などを通じて、新冠町を広くPRしたことに加え、町内で生産されるピーマン

を活用し、産地ならではの新しい特産品として、町内を訪れる観光客の土産物等として好評を博し、平成26年度の販売実績は、ピーマン羊羹が4510本、ピーマンチップスは3870袋を売り上げました。ピーマンは栄養価が高く、抗ガン作用のあるルテオリンが多く含まれる野菜でございますが、この度の取組みは、これまでの食材調理だけではなく、粉末加工による商品化の道筋を立て、ピーマンの新しい需要開拓の可能性を見出すとともに、農業者の生産意欲や町内事業者のメニュー開発の意欲増進に貢献したものと評価をしております。しかしながら、この取組みには農業者の直接的な事業参加がなく、所得向上の実現や事業者の雇用が増加するまでに至っていないのが実態でございます。これら課題を解決し、新たな事業として安定的な定着を図るためには、生産者と事業者との緊密な連携のもと、単発的な商品開発だけではなく、より多くの品揃えや商品を扱うアンテナショップへの集客方法、販路拡大に向けた流通体制の構築など、関係者が時間をかけながら、戦略的に取り進めなければならないものと考えます。6次産業化を進展させていくには、これまでに農業者個々が行ってきた産地直販も含め、それぞれの生産者の取組みと事業者のアイデアを戦略的かつ有機的に結び付けていき、この度の取組みで得ることのできました町外の専門企業とのネットワークやノウハウの活用と、北海道が設置する6次産業化サポートセンター、その他の支援団体等との連携を深めるとともに、今定例会 一般会計補正予算に提案しておりますがピーマンソフトクリームの試作販売に係る事業費補助など、6次化商品の試作やパッケージ開発、必要な機材等への経費的な支援のほか、販路拡大の手法として「ふるさと納税」を活用するなどソフト面での継続的なお手伝いが必要と認識しております。今後とも6次産業化の目的でございます地域産業の活性化と所得の向上、雇用の拡大に向けて、努めて参りたいと存じております。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） わが町における6次産業化製品開発で代表的なピーマン羊羹、ピーマンチップス、ほろしり牛乳・チーズが今後継続発展していくことは、町の知名度の向上にもつながる訳ですから、町もできるだけ関わって参ることは必要ではないでしょうか。たまたま新冠中学校の学校祭に出席した際、壁新聞にピーマン羊羹、ピーマンチップスのことが取り上げられており、町民はそれぞれの立場で興味を持ち、応援して広めていきたいとの表れではないかと感銘を受けました。役場担当者にもインタビューを行ったようですが、開発のきっかけは、観光客を呼ぶことのできる話題性と地元の特産物であるピーマンを活かしたいとの記事でしたが、知名度があまりない中で検討していることは取り扱っている販売店が少ないこと。ビタミンCが含まれていることへのアピールを指摘いたしておりました。新冠のお土産としては、レコードクーヘン、サラブレッドせんべいやパッケージに雌馬がイケメンの雄馬に流し目を送っているばふんまんじゅうがありますが、ピーマン羊羹もパッケージにピーマン好き大使が書かれていて、なかなかよい感じではありますが、2個入りとか3個入りの箱を用意したら、お土産として取扱いやすいのではないかと思いますし、成分としては、今流行りのポリフェノールも含まれていることから、それ

らのアピールも必要ではないかと思ひますし、今後ピーマンソフトクリームも販売されることで期待をいたしたいと思ひます。また、乳製品の開発販売をいたしている町内の事業所では、ナチュラルチーズを販売までこぎつけておりますし、今後は熟成チーズの販売に向けて、頑張っているようでした。今はふるさと納税の返礼の特産品としても活用されておりますが、このように販売までこぎつけるためには、相当の試行錯誤の末、失敗を繰り返してパッケージの開発や注文にも必要以上の相当数ロットが必要で、余分な注文をしなければならぬようで、数々のロスを確認しながら製品の開発販売までにいたっているのが現状のようですが、町内にはこれらのほかにも競走馬の一口馬主を運営している事業者があります。生産・育成・調教・競馬とこれも6次化産業に当たるのではないかと思ひますし、今後種々の取り組みがあると思ひますが、町がどの程度まで関わり、後押しをしていくのかについてもお伺いいたしたいと思ひます。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） ご提案が何点かございましたが、この6次化産業を町が支援する、あるいは助成するというのは、やはり新しく商品を作る、起業化するというのはご指摘ありましたように、大変なご苦勞がある訳でございます。特に食品の場合におきましては、難しい面がいろいろございますし、今は食品の場合は、賞味期限というのが必ずございますので、その辺が単価との関係がございます。大量に生産できれば、単価は安くなるのですが、賞味期限の関係上余分なところまで製造できない訳でございますので、数を少なくすると非常に単価が高くなって売りづらいと、売れないという実態もございますので、その辺は非常に難しいものでございますので、その辺りを企業あるいは製品を作るに当たって十分調査を市場調査も含めて調査をする。そういったことに起業をするに当たっての、助成をいろいろしている訳でございます。ご提案のありましたピーマンのことにしましては、近年特に健康志向が強い訳でございますので、そういう面ではピーマンの健康食品という面での訴えは必要かなと思っておりますので、製造する方。あるいは販売する方々と十分にその辺は協議をしていきたいと思っておりますのでございます。また競走馬の話がございましたけど、それが6次化に該当するのかどうか、今直ちにここでは判断できない訳でございますが、非常に難しいかなと思っております。内部でもいろいろ検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で竹中議員の一般質問を終わります。次に、**但野 裕之 議員の「マイナンバー制度について」**の発言を許可いたします。但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、マイナンバー制度について質問いたします。国民に割り当てる個人番号を金融機関への預金口座にも適用するマイナンバー法改正案と個人情報の不正利用を防ぐ個人

情報保護法改正案が衆議院本会議で可決され、今月中にも参議院で可決・成立する見通しとなっています。来年1月のマイナンバー制度の開始まで半年余りとなる中、国民の認知度はまだ低く、企業の対応も進んでいない実情となっています。マイナンバー制度は、主に納税などの手続で活用され、今年10月から番号の通知カードが全国の世帯に送られます。来年1月から実際に行政手続などで番号が活用され、希望者には顔写真が付いた個人番号カードが配付されます。政府は社会保障・税制度の効率性・透明性を高めるための制度としてマイナンバー制度を運用しようとしています。その内容は次のようであります。行政機関が情報を共有しやすくすれば、児童手当などの社会保障で必要としている人や受け取る資格のある人を判別できるようになる。同時に脱税や生活保護の不正受給などを防ぐ狙いもあり、改正法案には個人資産の把握のための制度を任意で預金口座にも適用することが織り込まれている。また、町民が役場などの行政機関でいろいろな申請手続をする時、必要な書類が減り、厚生年金の請求ではこの番号を示せば住民票などは提出しなくても済む。乳幼児が受けた予防接種の記録も保管し、引っ越し先の市町村に引き継げるようにする方法で準備を進めている。2017年1月から始まるマイポータルというインターネットサービスでは、パソコンやスマートフォンで自分の個人情報が不正に照会されていないかも確認できる。社会保障の案内が届くほか、自分の年金保険料納付状況などの情報を調べることもできるようになる。今年10月から番号が通知され、所得税や住民税の手続のため会社員や公務員などは勤め先に本人と家族の番号を伝える必要があるというようなことです。これらの内容をマイナンバー制度運用が間近に迫っている中、何人の町民や事業所が正確に理解しているのでしょうか。昨年9月の定例議会での私の一般質問で、町民に対する周知は、国の対応指示に遵守するとのことでした。このように町の対応も国任せということで、町民の認知度に関して、どの程度認知されているのか。現状把握はできているのでしょうか。私の周りではマイナンバー制度開始が10月に迫っていることを認知している町民が数少ないのが事実です。4月から新年度が始まり、総務省関連でテレビCM、新聞等の広告での周知活動が一時的に見られる程度でした。最近では目立った広報活動も見られず、マイナンバー制度に関して見聞きする機会も少なくなっています。幸か不幸か、年金情報流出事件関連でマイナンバー制度を認識することができた人もいたことでしょうか。いずれにしても、国の周知方法は手ぬるい状況にあると思います。帝国データバンクが今年4月に実施し、企業1万720社から回答を得た調査では、マイナンバー制度への対応が完了したと答えた企業はわずか0.4%で、対応中も18.7%だった。制度を理解している企業は約4割にとどまり、認知度の低さが影響していると分析されている。町は、国の広報活動主導に頼ることなく、町独自の広報活動で制度の周知徹底を図るべきではないでしょうか。番号の漏えいや個人情報の不正流用に対する国民の不安が強い中、日本年金機構の年金個人情報流出が発生し、マイナンバー制度導入前に国民の不安も高まっています。政府が今年1月に実施した世論調査では、マイナンバー制度への個人情報の扱いで、最も不安に思うことは情報漏えいやプライバシーの侵害が32.6%。不正

利用による被害が32.3%と上位を占めている。情報管理が甘いとマイナンバー入りの情報を誤って外部に送信したり、不正アクセスで番号情報を抜き取られたりする危険性も高まります。漏れたナンバーはなりすましなどに悪用される恐れがあり、同様の制度があるアメリカでは他人の年金を不正受給する事件が多発しています。また、韓国でもインターネットを通じた番号の大量流出事件も起きています。政府は番号の暗号化などの対策を実施するとして、国民の不安解消に努めてきたが、個人年金情報流出を受け、マイナンバーを扱う団体を総点検し、窓口となる市町村への指導も徹底するとしています。制度への企業の対応状況を調べた帝国データバンクも従業員の番号を管理することとなる企業側は、制度をよく理解して対策を進めることが迫られるとしています。一方、甘利社会保障等税の一体改革担当相は、今日1日の記者会見で、年金情報とマイナンバーの個人情報は独立した別の機関が管理しており、ファイヤーウォール、安全隔壁もひかれていますので、今日の問題がマイナンバーの情報流出に直結することはないと強調しています。しかしながら、国民の不安は根強いものがあります。安心安全なまちづくりをめざし町民に優しい行政として、番号の漏えいや個人情報の不正利用に対する町民の不安を払拭する上でも、町民一人一人に対して、丁寧な対応が求められます。町としての制度導入スケジュールの詳細な説明を求めるとともに、制度周知の徹底を図る最善の対応策。そして制度の運用に係る情報管理体制を示していただきたい。町長の所見を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 「マイナンバー制度」に係る町民周知に向けた取組みについてお答えします。本年10月5日に番号法が施行され、10月以降各個人のマイナンバーを通知する「通知カード」が全世帯に郵送されて来ます。その後、マイナンバーカード交付希望者は交付申請をしますが、それらマイナンバーに関する諸手続きについては、政府ホームページを中心に広報されていますが、町民が制度認識するには至っていないと感じているところです。そのため、10月以降に郵送される通知カードの役割等を町独自で町民へお知らせする予定であり、またご質問の中にもありましたが、法人のマイナンバー制度への認識と対応は、不十分であると思われることから、町は関係機関の協力を求めながら事業所向け説明会等を開催したいと考えています。マイナンバー制度は、平成28年1月以降の希望者へのマイナンバーカードの交付、平成29年1月国の機関の間での情報連携、同年7月の地方公共団体を含めた情報連携の開始というマイナンバー制度の機能そしてサービスが変わる機会がいくつかあります。その変更内容についてもその都度、町民向けの周知を行い、円滑な制度利用につながる取組みを進めたいと考えています。マイナンバー制度のセキュリティに関しては、先の一般質問でも答弁したとおりでありますが、日本年金機構の個人情報流出事件は、マイナンバー制度のセキュリティ面における不安を引き起こしたことと思います。政府は事件後マイナンバー制度におけるセキュリティ対策の見直しを実施し、システム上の安全確保に万全を期すとしています。マイナンバー制度におけるシステム上の安全確保は国によるところですが、地方自治体においてもサイバー攻撃への危機

感をこれまで以上に持つべきと考え、インターネット環境にあるパソコンの分離、個人情報取扱いにおける注意意識の向上、また職員のコンプライアンス意識の向上等をこれまで以上に徹底することで安全な利用環境の構築に努めていく所存でございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 今の答弁十分理解できました。そこで1点なのですが、10月から通知カードが送られてきますがこれは、国が直接、全国の世帯に送るのか。また新冠町においては町が責任を持って送るのか。どのような形で送られるのか答弁をお願いします。

○議長（芳住革二君） 小竹町長。

○町長（小竹國昭君） これは町は介さないで、国から直接個人の方に送付されることになっております。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 町を通さず国からということなのですが、国の方はこれは郵送なのでしょうか。どのような形の郵便物で送られるのでしょうか、詳細な説明を求めます。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 郵送で簡易書留で送られることでございます。

○議長（芳住革二君） 以上で但野議員の一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

(休憩 11時50分)

(再開 13時00分)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。**武田修一議員の「日高食育流通センター操業開始に伴い予測される通行車両の増加と国道交差点の渋滞や事故防止等の安全対策について」**の発言を許可します。武田議員。

○5番（武田修一君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。まず、日高食肉流通センター操業開始に伴い、予測される通行車両の増加と国道交差点の渋滞や事故防止等の安全対策について、質問をいたします。神社下左岸道路、泊津の墓地横を通る道路、温泉とニュータウンにつながる道路この3つの道路が国道と交わる場所は、道路が狭かったり、カーブで見通しが悪かったり、坂や傾斜がついていたり、また、国道の交通量が多い時にはなかなか出づらい状況があります。また、国道を静内方面から走行してきて右折する場合、温泉の入り口は右折用車線が設けてあり、流れはスムーズであります。特に神社下左岸道路への右折車が対抗車通過待ちで止まると後続車は交わせずに止まらざるをえない状況になったりと運転に慣れた人でも特

に気を使う地点であります。実際に交通事故の多い地帯と認識されているところであると思います。さまざまな問題が絡み合い、改善の決め手がないのも現状と理解しますが、このたび泊津に日高食肉流通センターが開業し、関係職員の住宅も東町に建設されたということで、従来の通常の走向車両に加えて、食肉センター職員や会社関係の車両、豚を搬入する大型トラック等の往来により、このエリアでかなりの交通量の増加が見込まれます。町道や場合によっては国道の一部の拡幅あるいは信号機の設置を希望する声もあります。いずれにしましても、簡単な問題ではないことは理解しているところですが、事故等を未然に防ぎ、より安全に通行できますよう何らかの新たな対策あるいは対応が必要と考えますがいかがなものか、所見をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 日高食肉流通センター操業開始に伴い予測される通行車両の増加と国道交差点の渋滞や事故防止等の安全対策について、お答えいたします。東泊津新冠線と国道交差点、及び万世新冠線と国道交差点、さらに夕日ヶ丘2号線と国道交差点の3箇所につきましては、以前から見通しが悪く、温泉施設、パークゴルフ場、宅地分譲による一般住宅の建設、日高食肉流通センター操業に伴う通行車両の増加などから交通量が増し、危険な交差点であると認識をしているところでございます。平成20年1月から平成26年5月までの間、3回にわたり、国道を管理する開発局や、信号機の設置者である公安委員会と道路の拡幅や曲線の緩和、信号機の設置等について協議を重ねて参りましたが、敷地の問題や、国道の曲線内での視野の範囲が悪いこと、国道の線形改良をしなければ難しいこと、既存の信号機は必要性のない箇所を廃止し、減らしていく傾向にあり、新設についても極力、設置しない考え方にあること、信号機の設置要望箇所は、全道で900箇所あるが、平成26年度の新設の年間予算は3基であることなどから、国道の線形改良及び信号機設置の実現にはいたっていないところでございます。他官庁との協議経過や当該箇所の地形的な条件、道路構造の条件等を勘案しますと、事務的にも技術的にも非常に難易度が高く、国道の線形改良及び信号機設置の実現性は、大変困難なものかと思われませんが、今後におきましても、継続的に関係機関との協議を重ねていきたいと考えているところでございます。先月5月15日に操業開始されました日高食肉流通センター関係の車両の出入りについて、聴き取り調査をしましたところ、現在平日は、70台から80台の出入りがあるということでございますが、今のところ、町道の管理者の方には、特に苦情等は寄せられておらず、日常道路を利用する地域の方々の実態として、国道に合流する際、渋滞により待ち時間が長期化したか否かは、現在のところ不明ではございますが、今後におきましても、利用者の皆さまに極力迷惑をかけぬよう関係各課と協議し、冬期間の除雪、砂まき等維持管理に最大限努めて参り、安全な通行を確保していくことはもとより、今後も粘り強く関係機関と協議を重ね、国道の線形改良及び信号機設置の実現に努力していきたいと考えているところでございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 最初の質問にも少し触れましたけども、国道の拡幅なんていうところは非常に難しい問題だと思います。が、温泉のところには右折専用の車線があるので、非常にスムーズな流れになっている。左岸道路の突き当たりのところを、国道の部分がそういう状況になれば本当にすばらしいのですが、用地の関係等ありますし、JRとの関係もありますから難しいことを承知でまた、そういう要望も出し続けていただきたいと思いますのですが、あそこが、もしそういう温泉の出入りと同じ状況になれば、スムーズな流れになるなど一部のその左岸の道路と突き当たりの部分のJR側の国道の拡幅とかいう部分も思うのですけれども、引き続きと言いましょか、そういう行為は続けて要望として出していただきたいと思います。もう1点はその地元、地域の皆さんはもちろんですけども、新しく町民になられた人たち。それから企業の人たち。新しくできた企業の人たちに改めてその状況を説明して、ともに安全運転に協力願うというようなお願いもしていくことも必要ではないかなと思いますが、その辺りもご所見を伺いたしたいと思います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 1点目の今後の取り組みでございますけれど、ご答弁申し上げましたように、今後も関係機関と十分協議していきたく思っておりますし、私どもも先ほどご報告しましたように、早くからこのことは取り組んでできておりますし、早く実現したいという強い思いを持っているところでございます。また2点目につきましても、これは食肉センターの方からもこの件についてはお話もされているところでございますので、食肉センターの方でもそういった交通安全ということを考えてのそういうお話でございます。ですから、交通安全の確保につきましては、会社側とも十分協議をしながら取り進めて参りたいと思っておりますし、職員ばかりでなくて、ここに搬入する業者の方々もいますので、それらの方々も含めて、交通安全対策につきましては、十分取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 引き続き「新冠町総合教育会議の設置について」の発言を許可いたします。武田議員。

○5番(武田修一君) 新冠町総合教育会議の設置について、質問をさせていただきます。町長の行政報告を伺いまして、このことについて次の内容で質問させていただきます。今回の改正において教育の政治的中立性、継続性安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する町長との連携の強化等、教育委員会制度の抜本的な改革が行われておりますとあるが、何がどのように変わるのか。児童生徒にとってはどうか。また、児童生徒等の生命・身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置とはどういった内容なのか、以上の3点についてお伺いをしたいと思います。

○議長(芳住革二君) 小竹町長。

○町長(小竹國昭君) まず、1点目の「何がどう変わるのか」についてですが、教育委

員会制度は、首長から独立した合議制の執行機関として、戦後一貫として、教育の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向を反映するための機能を果たして参りました。しかし、責任者が明確でない、いじめ等の問題に対し迅速に対応できない、また、地域住民の民意が十分に反映されていない等の課題が指摘されまして、抜本的な見直しをすることになり制度改革が行われました。主な変更内容は、教育委員長と教育長を一本化した、新「教育長」を設置することにより教育行政における責任を明確化したこと。町長が招集し、教育委員を構成員とする「総合教育会議」を開催することにより、教育に対する諸条件の整備や、いじめ等の諸問題に対する迅速な危機管理体制の構築、また、地域の民意を代表する町長との連携の強化が図られるようになること。教育の目標や施策の抜本的な方針を定めた「大綱」を町長が策定すること。いじめによる自殺案件等が起きた後においても、再発防止のため、国が教育委員会に指示できることを明確化するなどが主な変更点となります。なお、新しい教育委員会の体制につきましては、現教育長の任期が満了するまでの間、現体制となります。次に、2点目の「児童生徒にとってはどうか」についてですが、総合教育会議の協議調整事項といたしまして、児童生徒等の生命・身体への保護等緊急の場合に講ずべき措置がありまして、いじめ等問題事案に対し、情報を即座に共有し、児童生徒の安全確保等に対応することができるようになります。また、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策には、学校施設整備、教育条件整備に関する施策、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉等、提案権を有する町長と教育委員会が調整を図ることも盛り込まれております。具体的施策を進めるための協議、調整を行うことにより、政策の方向性を共有し、児童生徒の学習環境等の改善が図られることとなります。3点目の「児童生徒等の生命・身体への保護等、緊急の場合に講ずべき措置とは」についてですが、想定される事項として、いじめ、自殺の防止策、交通事故に対する対策、災害発生時の対応等、児童生徒の安全確保に対する対策等の重大事案で、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に児童の保護等、講ずべき措置について協議、調整することとなります。現在も要保護児童対策地域協議会によるケース会議等の実施により教育委員会との連携を図っておりますが、今後も状況、内容により各課、警察等との連携を図り総合会議において協議し迅速で柔軟な対応いたしたく考えております。当町におきましては、従前より、教育委員会と連携を密に取りながら、町の教育行政を進めておりますが、近年の児童生徒の諸問題は複雑で多岐にわたっておりまして、迅速な対応が望まれております。今後総合教育会議等、新たな教育委員会制度により一層の教育委員会との連携を図り、新冠町を担う子ども達の育成のために町全体が一体となり教育行政を支援したく考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。武田議員。

○5番（武田修一君） ただいまいただいた答弁と多少重なる分もありますが、今回の改革が責任体制の明確化をうたっておりますが、果たしていじめ等の問題の解決につながるものなのかどうか、私は多少疑問に感じます。学校・家庭・地域、そして行政、教育委員

会の連携がうまくできていることが何より大事でありまして、より多くの人に関わって町全体で子どもを守り育てる。育むという意識、体制こそが大切であると考えますが、この点について、改めて伺うこととなりますけどお伺いしたいと思いますし、現状の体制はどのようなになっているか。今も説明ありましたが、再度質問させていただきます。

○議長（芳住革二君） はい、杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） お答えします。新しい今回の地教行法の改正に伴い教育委員会制度が抜本的に改革されたところであり、本年4月1日から、施行されているところであります。教育委員会制度は戦後幾度となく改革を重ねられてきて、時々、社会問題に対応すべく、教育委員会制度の改革が行われてきたところであります。今回の教育制度の改革に当たりましては、教育委員会制度そのものを廃止するという内容も含む中央教育審議会の論議もあったところがございます。そういう意味におきまして、私自身はどのように変わったかという1点目のご質問でございましたが、教育委員会が残ったということ自体が非常に大きな戦後、教育委員会が果たしてきた役割に鑑みますと、非常に大きなことだったかと、メリットと考えているところであります。教育委員会と首長部局との連携、それから町全体との連携ということのお話でございますが、今までも教育委員会におきましては、教育委員会の予算政策の実現に向けまして、町長部局と予算査定におきまして教育長自身、それから両課長が臨席しまして、教育委員会の要望等につきまして、首長部局と調整・実現に向けて努力してきたところであります。また、教育行政におきましても、レイマン機能まさに教育委員、非常勤の教育委員が民意を反映し、毎月の教育委員会で政策の実現に向けているところでありまして、今後の総合教育会議が制度的に保障されたことによりまして、一層地域住民の意向が反映されると私は前向きに期待を持って捉えているところであります。ご質問にありましたいじめの問題につきましてですが、まさに今回の教育委員会制度改革の天津の事件。いじめ自殺等により非常に若い生命が失われるという事態に対し、教育委員会の対応が遅いのではないかと。無責任だったのではないかとという指摘に対する制度改革であったと認識しているところであります。それでありまして、3点目のご質問にございました緊急の措置ということでございますが、あくまでも第1義的には教育委員会が責任を持って基本的に対応してくということが、いじめ問題に限らず、肝要かなと考えているところであります。もし、教育委員会の仮に対応が遅い場合におきまして、総合教育会議や国の関与があるものと考えているところでございます。教育委員会の教育執行方針でも述べてございますように、誠意を持って一つ一つ丁寧に町民のニーズに対して、応えていくという基本的な姿勢を堅持してございます。子どもたちが将来新冠に住んでよかった。生まれてよかったというふるさといきいき教育を推進してございますので、いじめはもとより、そういう教育を推進していく覚悟を一層固めていきたいと考えているところでございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ありませんか。はい武田議員。

○5番（武田修一君） 教育長が教育委員長の分も今後仕事を担う、役割を担っていく形

になります。2人分のお仕事をしていかなければならないということになりますが、その点についてのご所見があれば、感想があれば伺いたい。教育長に。それともう1つは、今改正で責任体制の明確化でありますとか、町長との連携の強化という表現からは教育の中立性が本当に確保できるのかどうかという懸念の声もありますけれども、この点について町長の方からもお伺いできればと思います。

○議長（芳住革二君） 杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 1点目のご質問でございます。新しい教育委員会制におきまして、新教育長が今までの教育長と教育委員長と兼ねて責任体制を明確にしたという今回の改正のまさに眼目の1つでございます。私自身がその中にある訳でございます。教育委員会におきましては、これまでも平成20年から外部評価、教育委員会の職務権限につきまして、執行方針の評価につきまして、外部評価をいただき、常にP・D・C・Aの反省を重ね教育行政を執行してきたところでございます。また、開かれた教育委員会ということで、一昨年より教育委員会だよりということを持ちまして教育委員会会議の内容、教育委員の活動等につきまして、全町民にお知らせをし、開かれた教育委員会を進めてきたところでございます。引き続きこれからもその責任の重大性を踏まえて、教育行政を一層スピード感と緊張感を持って進めていきたいと考えているところでございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 教育行政に関わる訳に限る訳でございませぬけれど、町行政全般につきまして、中立性ということは当然必要なことでございますし、私はこれまでもそういう姿勢で行政を運営してきたと思っております。教育行政におきましては、その点はさらに厳しい考え方が必要かと思っておりますけれど、今までの町行政の推進の基本的な考え方を教育におきまして、進めていきたいと考えておりますので、特に中立性を意識することではございませぬけれど、今回の総合教育会議の設置ということでございますので、さらにその辺は十分気を付けながら、対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（芳住革二君） 以上で、武田議員の一般質問を終わります。以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第29号 平成27年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第3 議案第29号 平成27年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。事項別明細書の10ページをお開き下さい。歳出の1款 議会費 から質疑に入ります。1項 議会費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、2款 総務費 に入ります。11ページから12ページ 1項 総務管理費 ありませんか。はい椎名議員。

○7番(椎名徳次君) 7番椎名です。ここの8節報償費のところ、ふるさと納税の特典費というか、これが先日2200万のふるさと納税があったということで、それで600万の金額なのですが、大体50%ぐらいお返しするはずなのに、どうして600万なのか、少ないような気がしますので。

○議長(芳住革二君) はい、中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 5月29日現在で2200万円の寄附がありました。特典品につきましては、その約半額ですから1100万円ほど用意しなければなりません。ところが当初予算で500万円計上しておりますので、差し引き残りの600万円を今回補正させていただいたというものであります。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) 4番但野です。7目交通安全対策費の工事請負費の部分についてご質問いたします。交通安全標榜看板を3カ所撤去するということなのですが、撤去後は、新たに設置する考えはあるのかなのか。お答え願います。

○議長(芳住革二君) 佐渡町民生活課長。

○町民生活課長(佐渡健能君) 撤去する箇所は3カ所、泉地区と美宇地区あと共栄地区の3カ所になってございます。こちらの設置している箇所につきましては、事故等発生している箇所でもないことから、今回につきましては、撤去のみの計上とさせていただいております。今後におきましては、啓発の必要性とも交通安全推進委員会等々協議しまして、その必要性を見極めていきたいと考えてございますので、どうぞよろしく願います。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) ふるさと納税で1点聞きますけれども、新冠町民がよその自治体にふるさと納税している人数と金額についてお願いしたいのと、それから企画費ですが、運行業務委託料のバスの部分ですけれども、当初予算の委託料がいくらであったかということと、当初の業務の委託期間はいつまで予定をしていたのかについて願います。

○議長(芳住革二君) 宗元税務課長。

○税務課長(宗元真彦君) 1点目の町民が他の自治体にふるさと納税をしている実態なのですが、ただいまちょっと資料がございませんので、後ほど回答させて下さい。よろしく願います。

○議長(芳住革二君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) 委託料でございますけれども、当初の予算ベースで比較しますと、予算が1476万5000円でございます。それで今回補正後は1568万2000円となります。この差額でございますけれども、運転業務につきましては、単純に1日あたりの運行時間×1時間あたりの単価。これを出してございました。しかしながら、労働基準法の関係で8時間を超える部分につきましては、1.25という割増賃金を払わなければならないということでもございました。当初予算ではそこを考慮せずに、単純に延べ時間を2路線で割って出したことでもございます。そこで差が生じたということで、その分が

運転業務料として金額が増えたと。時間等は一切変わってございませんけども、その単価の部分の割り増しが必要だということでございました。それから期間でございますけども、予算はもちろん1年間でございますが、契約は長期契約ということで、5年間契約をしております。それで毎年1年ずつ契約更新となっております。

○議長（芳住革二君） はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 気が付かなかったのであれば、仕方がないとは思いますが、委託料を出すには、密に計算をして双方合意の下でいくらと。期間は1年間ですということをやっているの、この場合はそういう法律でありますから、どうしても追加をしなければならぬ事情はわかりますけども、本来であると委託料の途中変更はありえないことと思うのですけど、その辺は如何ですか。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） この委託料を入札する時にはもちろん予定価格を組みまして、予算は委託料としては、上げてございませんでしたけど、全体の事業費予算の中で流用して、予算は組んで入札はしたということでございます。委託料の出し方ですけども、前段ありましたけども単純に延べ時間の2路線で割って出したことですが、ここで運転手を何人使うかということは、私どもは考慮していなかったというか、例えば結果として随時契約で入札を行っているのですけども、予算をつくる段階では実は業者に決めて、予算がいくらかかるかというそういう詳細の詰めはしないで、こちらで通常の資料等を基にやっているのです。それで例えば、この2路線で8時間を超える部分。大体2時間ぐらい超えるのですけども、これが運転手を3人でまわせば1人あたりの業務時間は8時間を超えないのですけども、あくまでも言っているのは、結果として運転手を2人でまわすということになったのですから、このようになったと。いわゆる予算の段階で請け負う側の大きな会社になるか、小さな会社になるかわかりませんが、運転手に余裕があれば当然、8時間以内でおさまると。この部分が業者が決まってそういう体制になるということで、こういったことになりました。指摘された通り、予算の段階でどの程度詰められるかということは、いろいろございますけども、言い訳になるかも知れませんが、そういう相手方が見えない中で、通常の我々の予算の積算でやったということが、実際の請け負う側との差が出たということでございます。ほかにも、バスの運行してございまして、同じような積算をして出しているのですけども、その時間が8時間それから10時間とここの部分をきちっと相手方と決めて予算を算定できなかったこともございますが、通常考えれば2路線であるから、2人なので10時間になるのかなと思いますので、この辺は今後十分気を付けたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 11番鳴海です。5目企画費の19節、新冠町企業誘致促進助成金でお尋ねします。支出行為にいたる確認や手順などをどのように進めるお考えか。また、残土処理中に生じた既存道の破損等の対処についてもあわせて伺います。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） この助成金につきましては、日高食肉センターの進入道路553m延長ございますけども、その整備費にかかった実費相当額を助成金として出すと。その後、食肉センターから移管していただくという予定で進んでいます。助成金を支出するにあたりましては、その実費がいくらお金がかかったということを食肉センターの方に書類として求めたいと思っています。きちんと契約して支出されているという、そういった証拠書類でございます。契約書・請求書・領収書等でございます。多分、書類は見てないのでわかりませんが、大きな事業でございますから、道路は道路という契約ではなくて、大きな契約になるのかなと思いますけども、その明細書こういったものもいただいて実費部分がきちんと確認できるところというふうに思っております。それともう1点でございますけども、すでに道路ができておりまして、供用開始されておりますけども、この分については建設水道課長で現場確認しておりますので、建設水道課長からお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 私からお答えさせていただきます。これから高規格道路の残土が相当多く当該道路を通して運ばれてくるであろうと、そういった中で既存道が傷んだ場合にどうするのかという質問であったかと思いますが、もちろん使い始める前に双方管理者と高規格道路は、国の発注になりますから、開発局も立ち会いまして、現状の把握をして、そしてその後、もし何かあって原因者が開発局の発注工事によるものであるということになれば、原因者に復旧していただくということになるかと考えてございます。

○議長（芳住革二君） はい鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 1点目の質問なのですが、これに対する現場のできた確認等はしないことなんでしょうか。それと今、町道を通して残土を処理するという、あくまでも公道を通る訳ですけども、それに対してもあくまでも開発局と協議の中で原因者に負担をさせるということが通るものんでしょうか。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 一方的に押しつける訳ではなくて、現状の状況を確認し、そして、その後こういった状態になったのだということを合意の下、もしも原因者が開発局の運搬によるものと判断されれば、合意の下で補修の要求はしていきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 支出行為にいたるまでの説明があったのですが、その中で町道に移管されるそのものの出来高管理はしないのかということなのです。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 今、食肉センターで使っている道路でございますけども、

移管される前に私たちが立会しまして、当然、食肉センター側も立会しまして、そして道路の状態を確認して、悪いところがあれば、その時点で直していただいて、それから移管を受けると考えてございます。

○議長（芳住革二君） 先ほど堤議員の答弁保留がありました。税務課長。

○税務課長（宗元真彦君） 失礼しました。私どもでわかるのは、あくまでも申告が上がって寄附金控除したのですよという形でしかご報告はできませんけども、20名で54万円のみと納税をしたという申告が上がってきております。以上です。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい堤議員。

○2番（堤俊昭君） 鳴海議員の部分ですけれども、1億円の助成金になるまでの間に事業費から地域創生の関係の新規事業安定化支援助成金というのが1600万出ていますね。これについては、今回は道路の部分で助成するということですが、地域創生の関係で3年あるいは5年この補助金が続くというような話も聞く訳でありますけれども、そうなった場合そうなるかどうかということと、その場合この助成金については、すべて食肉センター関連に使わなければならないものなのか。または新規事業でもよいのかについてお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 国からの地方創生関係の交付金をいただきまして、制度を新たに作りまして本年度からということでございます。対象者は新冠町の企業誘致条例に基づいて認定される企業事業者となります。とりあえず国で示されている総合戦略地方版は計画期間を5年間としておりまして、5年間の間で新規に操業される分については基本的に企業誘致条例の対象になる。一定の条件を付しますけども、対象になればそれは、食肉センターに限らずこれから新しい事業者も出てきたら、対象にすると。ただし、期間が5年になっていますから、この5年が終わった時はどうなるのだということは、国から示されていませんけども、国いわくはこれをずっとローリングしていくという考え方も持っているようであります。ただ、交付金はどう付いて来るか分からないものですから、現在は、今食肉センターが対象になっているということで、3年間給料と住居関係の手当、新冠町に住まわれる方で年齢がおおむね40歳程度までの方々が住んでいただける場合には、1年目は給料の2分の1、2年目が3分の1、3年目は4分の1となっております。今回は1700万円ほど、当初の助成金から差し引くということで、基本的に合意に達しますが、明年度以降に2年間予定されるのは今の時点ですけども、2300万から2400万ぐらいが支出される予定で、今のところ数字を抑えておりますので、それは純粋に上乗せで出ると。こういうところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、13ページ。2項 徴税費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、3款 民生費に入ります。14ページ。1項 社会福祉費 ありませんか。鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 1目19節老人福祉施設整備補助金でお尋ねします。1点目と

して、特定施設を含め対象施設の総利用者数と町民の利用者数。2点目として介護報酬の改定に伴い、対象施設の減収見込額。これを聞いていけば、この2点についてわかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤秀文君） はいお答えいたします。まず1点目ですけれども利用者でございます。入居者になりますので、それぞれの施設で特別養護老人ホームが29名。ケアハウスが20名という形になってございます。それと介護報酬の減収見込みにつきましては、これにつきましては、詳細については、ちょっといただいているのですが、おおむね今回の部分では金額的なものはちょっと抑えてございませぬので申し訳ございませぬ。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 1点目の町民の利用者数はわかりませんか。

○議長（芳住革二君） はい、堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤秀文君） 特別養護老人ホーム、ケアハウスともども、ちょっと人数の詳細についてはいただいております。職員についてはいただいているのですけれども、中に入られている方の人数については掌握しておりませぬ。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、15ページ。2項 児童福祉費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、4款 衛生費に入ります。16ページ。1項 保健衛生費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、5款 農林水産業費に入ります。17ページから18ページ。1項 農業費ありませんか。はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 7番椎名です。農業総務費、それと農業費について伺います。農業総務費の中でピーマンの選果施設補助金3億6700万とそれからピーマンの整備事業貸付金、これで両方で約5億程度あるのですけれども、ピーマンの新しくできる新しい新規の整備される施設。この総額が6億1000万ほどの記憶があるのですけれどもこれでいくと5億しかないのですけれども、この後の1億何ぼ足りない部分は、これは農協自体が金を用意して、施設を造るのかをちょっと聞きたいのですけど。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） お答えします。事業費全体でいきますと建物・設備含めまして、6億1430万4000円でございます。このうち、国庫補助金から2億925万4000円、それからピーマン選果施設につきましては、日高町の方も施設を利用するということで、出荷量にあわせての負担をいただくことで、日高町の方からも4300万円ほど、それで残りが4500万これが残るのですけれども、これについては消費税相当分と貸付金の端数整理分ということで、これについては農協さんが負担をすることです。

○議長（芳住革二君） はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 納得いたしまして、それからこの選果場に係る整備の事業の貸付

金1億5800万。これには15年で返済ということで年間1000万ちょっとの支払いがなされると思うのですが、この金利はあるのですか。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 金利につきましては、農家負担の軽減という観点で取らないことにしております。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。はい但野議員。

○4番（但野裕之君） 工事材料費の部分で質問いたします。この部分は育成公社に関わる部分との説明でしたけども、この関わる部分の部材が必要だと判断され、打診されたのは時期的にいつでしょうか。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 昨年の秋です。

○議長（芳住革二君） はい但野議員。

○4番（但野裕之君） 昨年の秋というのであれば、育成公社の決算報告の中で育成公社さん結果的に黒字となりまして、1800万法人税払っていますよね。1800万の法人税を払うのであれば、この部分を自前で用意していれば法人税をそれだけ払うこともなく、処理できたはずだと思うのです。そしてまた、今回この町に迷惑かけるような形の支出もなかったと思うのですが、そういった部分での担当所管として指導はなかったのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 今回の対象となる施設につきましては、丸馬場の屋根ということでございまして、町有施設として指定管理している施設でございます。ご質問のありました日高自動車道の補償対象となった部分でございますが、これは屋内坂路の部分が対象になってございますので、今回の部分は対象が異なることをご理解いただきたいのが1点目と、その件については育成公社の方もそういった監査役等がございまして、監査役ともご相談した結果、今回の分については経費に入れられないことで、答えをいただいたものですから、今回補正で要求をさせていただいたという経過でございます。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 4目中、19節畜産競争力強化対策整備事業につきましては、本年3月13日付、本事業の計画策定同月17日付けで認定となっており、調査協議期間がなかったように感じますことから、そこに至るまでの経緯経過について伺いたいと思います。次に本事業は、町を介しての全額補助とされていますが、新冠町は総括という構成員の立場上、管理責任はどの程度生じてくるのか。また、総括の立場から苦情の大半は町に寄せられると思いますが、職員数も含め、現体制で対応が可能なのか。さらに同様な事業が今後も生じてくるのか。以上3点についてお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） まず1点目の事業の経過でございますけれども、本事業につ

きましては、国の26年度補正予算の中でできた事業でございます。その中で町としては、農協とも協議をした結果、対象が酪農家それから肉牛農家ということで抑えておまして、これらのリース事業について事業を進めてきましたけども、これの事業を使いたいとの事業者さんの申し出がございまして、事業計画等のヒアリングを行った結果、対象になるのではないだろうかということで、それから計画内容について詰めて参りました。その中で非常にタイトなスケジュールになったということで、町全体のクラスター事業計画については3月で認定をいただいたという経過でございます。それから、管理責任という部分でございますけれども、この事業につきましては、あくまでも事業実施は事業者でございます。町・農協等でクラスター協議会というものを構成しますけれども、この部分で事業者と関わる部分については事業者が目標を立てた計画について、きちんとできているかどうかという部分の検証を行う部分でございますので、特に施設から出た公害等でしょうか。そういったことについての責任というのは持ってないと思います。仮にそういった公害問題が出た時には関係法令に従いまして、指導官庁でございます北海道と協力をいたしまして対応して参りたいと考えております。それから今後の見込みということなのですけれども、正式ではございませんが、酪農家の方で法人をつくりたいというお話が上がっております。以上です。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。堤議員。

○2番（堤俊昭君） 畜産競争力ですけれども、途中参加もできるだろうと思いますけれども、当初今現在、協力・参画しようという農家は何戸ぐらいあるのかなということが1点と、それから従業員規模5人ぐらいと聞いていますから、そう大きなことにはならないと思いますけれども、JAからエサを取ってくれるだとか、そういった経済的な効果についてある程度、検証されているのであれば知らせてほしいと思います。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 本事業で補正予算を提案しております事業につきましては、養豚業者1社とそれから耕作農家2戸でございます。それから、2点目については・・・

○議長（芳住革二君） 堤議員。

○2番（堤俊昭君） その事業者が、町内にいくらぐらい落としてくれるものかなと。農協ですべてのエサでも買ってくれれば相当な経済効果もあるのですけれども、そういったことを検証していれば、教えて欲しいということです。

○議長（芳住革二君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 経済効果については検証はしてございませんが、固定資産がございまして。それから従業員も4名の方、泉の元公営住宅の方に入居されます。そういった方での税金的な面ですとか経済的な面としては、クラスター計画の中で、子牛農家の方がここから出されます堆肥を使って購入肥料費を削減するメリッ的なものも上げていますので、そういったことでの効果があるのかなと思います。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。ないようですので、18ページ。2項 林業費

ありませんか。(なしの声あり) なければ暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

(休憩 13時56分)

(再開 14時10分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。14ページにお戻り下さい。3款民生費1款社会福祉費19節負担金補助金及び交付金で、鳴海議員の質疑がありました。この中で保健福祉課長より答弁修正をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。堤保健福祉課長。

○保健福祉課長(堤秀文君) 大変申し訳ございません。先ほどの質問の中で、人数と減収分の掌握等につきまして訂正をさせていただきたいと思っております。まず今回助成します社会福祉法人の施設の方で、特別養護老人ホームは29名。ケアハウスは20と答えてしまいましたが、10名の誤りです。これの利用内訳でございますが、新冠町の利用されている方が特別養護老人ホームで7名。ケアハウスで6名でございます。それと介護報酬の27年度の減収見込みでございますが、現段階で概算で約600万円の減収を見込んでいるという報告がございましたので、回答させていただきます。

○議長(芳住革二君) 鳴海議員これについて質疑ありますか。(なしの声あり) 戻りまして、6款商工費に入ります。19ページから20ページ、1項商工費ありませんか。はい堤議員。

○2番(堤俊昭君) 観光費よいですね。8節と19節を合わせると特別交付税の歳入ということになる訳なのですけれども、それと14節の30万円ですね。これは地域おこし協力隊の特別交付税では交付されないものかどうか。

○議長(芳住革二君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) こちらの30万円は、地域おこし協力隊委員の活動のための車借り上げ料でございまして、こちらは特別交付税に算入されます。それと報償費197万円のうち30万円は別事業で地域づくりアドバイザー招聘事業というものがございまして、具体的には観光に係るアクションプラン計画を策定するための補助金を20万いただきました。総事業費は30万円ですけども講師に対する謝金が30万円となっておりますので、それは特別交付税とは別なものでございます。

○議長(芳住革二君) ほかありませんか。(なしの声あり) ないようですので、8款 消防費 に入ります。20ページ。1項 消防費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、9款 教育費 に入ります。同ページから21ページ。1項 教育総務費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、21ページから22ページ。4項 認定子ども園費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、22ページ。5項 社会教育費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、前に戻り7ページをお開きください。

歳入に入ります。歳入はページごとに一括して行います。9款 地方交付税、13款 国庫支出金 14款 道支出金ありませんか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) すいません。さっきの説明がわからなかったのですが、今、出ましたので特別交付税が366万9000円と、これが入ってくる訳ですけれども、そうすると、さっきの言っていた部分、よくわからなかったのですが、これで合っているのですか。

○議長(芳住革二君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤正秀君) 先ほどの197万円の報償費がございましたね。19ページの報償費の197万円。これが2口ございまして、1つは地域おこし協力隊に係るもので、それが167万円で、残り30万というのが、地域づくりアドバイザーという別な事業で予算を組んでいるものでございます。14節の30万円、これは地域おこし協力隊の活動費として見られます。167万円と30万円とその下の169万9千足した366万9000円が特別交付税として入ってくるものでございます。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、8ページ。16款 寄附金 17款 繰入金 18款 繰越金ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、9ページ。19款 諸収入 20款 町債 ありませんか。はい鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 20款町債でお尋ねします。2目農林水産業債のピーマン選果場施設整備事業債については交付税措置があるのでしょうか。あるとするならどの程度なのか、お聞きいたします。

○議長(芳住革二君) 島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) 予定をしている起債は過疎債でございます。元利償還金の70%が交付税措置されるというものでございます。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。椎名議員。

○7番(椎名徳次君) 雑入の中で、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金というのが1658万これが△なのですが、これはどういう理由ですか。

○議長(芳住革二君) 島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) この雑入で計上している分につきましては、27年度から道の方から直接補助金が入ることになりまして、7ページの方の林業費道補助金に1658万円が計上されてございます。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、歳入歳出全般にわたってありませんか。鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 11番鳴海です。少し長くなるのですが、ご勘弁願いたいと思います。このたびの補正予算額は、前回の町長改選期の骨格予算時補正額の2.4倍強と、近年類を見ない多額計上となっております、そのほとんどは政策予算でもあります。また、平成27年度の当初予算編成にあつては、急を要すものから順次取り組むとされたものの厳しい財政状況や経済の状況を鑑み、緊縮予算となることが示され、各課に寄せられた要

望や事業の先送り等から建設事業費ひとつを捉えても管内最低町の約2分の1強という額にとどまり、結果、住民サービスの低下にもつながってくるものと思います。災害をはじめ、予測不可能な事態や財政上著しく有利に働く事業は別として、このような措置のあり方は、町民に場当たりの印象を与え、ひいては行政と議会の不信感にもつながるものと大変危惧いたします。とりわけ農業総務費の補正に係る現行施設は当然減価償却対象とされているはずですし、近年の生産量や販売額の向上から施設更新時の検討もされていたと思います。また、町と団体間では中長期計画の検証、農業サミット、まちづくり事業のローリングなど、事業に対する協議検証の場面は、幾度かはあったはずですし、慎重な協議期間の取り方による当初予算計上への努力が必要であったとも考えます。以上のことから、よほどの事情が生じない限り突発的な事業の計画や計上につながらないように、町として再度関係団体や法人等に事業採択から実施にいたるプロセスについて、意識徹底を申し入れるべきだと考えますし、町としてもまちづくり計画の理念を念頭に当初・補正予算の定義について、再認識を図る時期に来ているとの思いから今後の予算措置のあり方について町長の所見を求めます。

○議長（芳住革二君） 中村副町長。

○副町長（中村修二君） 平成27年度の当初予算は、これからの町の財政運営のことも考えながら非常に厳しい予算編成をしたと思っております。その予算編成の過程の中でも今回の農協に対する補助金というものにつきましては、平成27年度の補正で対応するということについてはこれを織り込み済みの補正予算ということでございました。今回クラスター関係の補助金も含めまして、多額の補助金が補正予算ということで、措置されておりますけれども、これらにつきましては、それぞれ財源といたしまして、国庫からの助成金・補助金等がございますし、農協のピーマンの選果場に対する補助金につきましても、過疎債の対応ですとか、それから国庫補助金それから基金の取り崩しとのことである程度その財源的な見通しを持ちながら、平成27年度の今回の補正予算に臨んだということでありまして、決して当初予算とそれからこの補正予算が、全く違う考え方で編成をされたということではないと考えております。これからも平成27年度の事業の中で補正しなければいけない事業は当然出てくるとは思いますけれども、それらにつきましても、これからの地方交付税、これが一番新冠町にとっては大きな財源でありますけれども、この財源につきましても、平成26年度の交付実績よりも少ない額で見込んでおりまして、これからの27年度の補正にも対応できるような内容になっているのではないかなと思っております。決して今回、27年度の当初予算とそれから今回の6月の補正予算そしてこれからの補正予算につきましても、全く違う考え方でするということではなくて、同じようにしっかりとした財政見通しの下で、町の財政運営をしていきたいと考えているところですのでご理解をお願いしたいというものであります。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 話はわかりました。ただ、まちづくり計画というものをやって

いるのであれば、当然そういった中で話が出てきて、1年前、2年前辺りからそういう話があって来ても当然じゃないかなと私は思います。ですから、先ほども言いましたように、言われたからすぐやるとか、そのようにも受けとめられがちなものですから、そうじゃなく、もう1回ここで予算というものを見直して、きちんと当初予算で出すべきものは出した方がよいという再認識を図っていただきたいという意味で質問いたしておりましたけど。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村修二君） 今ご説明申し上げた通りであります。当初予算に出すべきものにつきましては、当初予算で予算計上して参りたいと思っておりますし、それから大きな予算につきましては、各団体との関係がありますけども、団体の方とも情報交換をしながら事業計画等よく聞きながら、計画的な予算計上できるようにこれからも進めて参りたいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第29号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第30号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第30号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 補正で人件費が多いという説明が最初からありましたけれども、この部分の説明の中で臨時介護職員を採用できなかったの、正職員を採用しましたといった説明だったと思います。それで臨時介護職員の賃金が700万円いらなくなったと。そして正職員の分が1200万円給料が発生したということで、臨時職員が見つからなかったことで人件費が単純にやや500万円増えたというような理解の仕方ではよろしいのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 山下特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山下利幸君） お答えいたします。一般職職員給料の一般職職員1223万3000円の内訳でございますけれども、当初予算で一般職職員19名を積算しておりました。今回6月補正で、4月1日で異動職員2名それと5月1日付採用の正職員2名合計4名が、この一般職職員で加わった職員数でございます。そして、その4名のうち1名5月1日付で採用した正職員でございますけれども、その1名は現在それまで臨時職員として、雇用していた職員を正職員に切り替えて採用したという経過がございます。臨時介護職員につきましては、今現在も2名募集しておりますけれども、当初

予算から比べまして3名ですね、3名の減員という形で減額をしております。以上でございます。

○議長（芳住革二君） はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 裏にある8ページにある職員数調べですけれども、これは20人から24人ということですから、これで問題無いのですか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） この4名につきましてご説明申し上げますが、退職の管理栄養士が1名おりました。それとそれに代わる管理栄養士の1名を採用。それと先ほどから言われております介護職員2名5月1日に採用しております。そのほかに4月1日に診療所から1名、それとこども園から1名それぞれホームに異動になっておりまして、合計5名の職員が増員になっております。5月1日現在で。それに対して先ほど言いました管理栄養士1名の減ですから、4名で間違いございません。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第30号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第31号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第5 議案第31号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第31号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議員派遣の件

○議長（芳住革二君） 日程第6 議員派遣の件 を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにご異議ございませんか。（なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第7 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第7 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武田修一 議員。

○5番（武田修一君） 発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての提案内容について説明させていただきます。本意見書は、竹中進一議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援・医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともにこれに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められている。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。このため2016年度の政府予算・地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

1、社会保障・被災地復興・環境対策・地域交通対策・人口減対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

2、子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように地方交付税算定のあり方を検討すること。

4、法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため現行制度を堅持するこ

と。

5、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障・環境対策・地域交通対策など経常的に必要な経費に振替えること。

6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。以上が発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてです。ご審議の上を採択下さいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 9番武藤です。基本的に賛成できるのですがけれども、ただこの4項目の法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止・減税を検討する際にはというこの部分が結局、いろいろ評価の分かれるところだと思うのです。それで、もし置き換えれるのであれば、この法人税から要するに減税を検討する際には、税制改正にあたっては、自治体財政に与える影響を十分検証した上でというようにもし置き換えていただければ、よいのですけれども。どうですか。

○議長（芳住革二君） これは発議で文言を変えることはできないようになっていますので、ただ、このことについて説明は受けますか。よいですか。4番に対しての・・・よいですか。ほかにありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第8 発議第2号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第8 発議第2号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武田 修一 議員。

○5番（武田修一君） 発議第2号平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についての提案内容について説明させていただきます。本意見書は竹中進一議員を賛

成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。

平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。平成22年、政府・労働界・経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金はできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1000円を目指す」との合意をした。昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書にはじめて800円、1000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記がなされた。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正にあたり、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給(時間額916円)を下回らないよう適切な水準を確保すること。
- 3、最低賃金引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。以上が、発議第2号平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてです。ご審議の上、採択下さいますようよろしくお願いします。○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第9 発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、
30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保
障充実など2016年度国家予算編成における教育予算
確保・拡充に向けた意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第9 発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 堤 俊昭 議員。

○2番（堤俊昭君） 発議第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について、提案内容について説明をさせていただきます。本意見書は、竹中進一議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙、意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要である。今年度の政府予算は、財源不足などを理由に、義務標準法改正をともなう教職員定数改善の概算要求は見送られ、加配措置は授業革新等による教育の質の向上などに900人と東日本大震災の被災地学習支援1000人とどまっている。2014年の厚労省「国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率は過去最高の16.3%に達し、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」についても削減が進むなど、「就学援助」を受けている子どもたちへの影響が懸念される。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっている。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ている。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をは

かるよう要望する。

- 1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1／2に復元すること。
- 2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正をとともなう教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 5、就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。以上が発議第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2の復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保拡充に向けた意見書の提出についてであります。審議の上、採択下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第10 発議第4号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第10 発議第4号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 竹中 進一 議員。

○1番（竹中進一君） 発議第4号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出についての提案内容について説明させていただきます。本意見書は、堤俊昭議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により別紙、意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校

づくりの実現を求める意見書

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、2007年以降、全道では、現在までに20校が募集停止（または募集停止予定）、19校が再編・統合によって削減（または削減予定）されている。「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されている。2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」とした。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしている。このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が98%を越える状況にありながら、北海道の高校の約43%がなくなることになる。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながる。したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請する。

- 1、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。以上が発議第4号道教委『新たな教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出についてです。

ご審議の上、採択下さいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第4号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 4点目のしょうがいがあるなしに関わる部分で質問します。地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障、大体想像がつくのですが、例えばこちらでは静内高校、農業高校ありますけども、その中に新たに後期中等教育をするような場を設けるといようなことなのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） このことは先ほどの趣旨にもございましたように、地元の高校に通いたい。しょうがいがある場合には特殊の学校それ以外の普通の学校へ通う場合には、特別教室等いろいろな対応の方法もあるのではないかとということで、こういった趣旨の要望が出されていることとございます。

○議長（芳住革二君） 但野議員。

○4番（但野裕之君） ということは普通課程または工業課程、農業課程ありますけども、そういった高校の中に小・中学校の特別な教育をする学級ありますけども、そのようなものを設けてそれを保障するというのと受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 地域の事情、それから親の希望。一番大事なのは本人の将来の希望ということでございます。そういったものが実現することができるようなこの教育の体制を整えてくれというのがこの意見書の趣旨だということです。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 会議案第7号 閉会中の継続調査について

◎日程第12 会議案第8号 閉会中の継続調査について

○議長（芳住革二君） 日程第11 会議案第7号、日程第12 会議案第8号 閉会中の継続調査について、以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、会議案第7号、会議案第8号は、申し出のとおり継続調査することに決定

しました。

◎日程追加の議決

○議長（芳住革二君） ただいま、町長から 議案第32号「新冠第二地区簡易水道拡張事業芽呂浄水場機械・電気設備改修工事請負契約の締結について」、議案第33号「新冠第二地区簡易水道拡張事業芽呂浄水場配水池改修工事請負契約の締結について」が追加提出されました。お諮りいたします。提出されました議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、議案第32号を追加日程第1とし、議案第33号を追加日程第2として、議題とすることに決定いたしました。議案配布のため暫時休憩いたします。

（追加議案配布）

◎追加日程第1 議案第32号 新冠第二地区簡易水道拡張事業芽呂浄水場機械・電気設備改修工事請負契約の締結について

○議長（芳住革二君） 会議を再開いたします。追加日程第1 議案第32号 新冠第二地区簡易水道拡張事業芽呂浄水場機械・電気設備改修工事請負契約の締結について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第32号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第33号 新冠第二地区簡易水道拡張事業芽呂浄水場配水池改修工事請負契約の締結について

○議長（芳住革二君） 追加日程第2 議案第33号 新冠第二地区簡易水道拡張事業芽呂浄水場配水池改修工事請負契約の締結について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

（提案理由説明省略）

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 既存施設の工事なのですが、タラップをつけるのと、後は何をやるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 既存施設の工事でございますけども、今ある浄水場また配水池。これら生かせる部分はあえて生かせることにしまして、全部壊してやり直すのではなくて、今ある施設を補強し、そしてもちろん漏水しないように防水・塗装、防水膜をやり直し、そうやって使うということでございます。そして新たには今の施設は屋根等がかかってございませんので、その辺を新たに新設しまして、そして新しい機械を設置し、そして役場の中の建設水道課のパソコンと連動させて管理していく考え方でございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第33号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。お諮りします。会議規則第7条の規定により、平成27年第2回新冠町議会定例会を、本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なしの声） 異議ないものと認めます。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（芳住革二君） これをもって、平成27年第2回新冠町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(散会 15時15分)